

採用初任給(実質基本給) ライン

円

北見式賃金研究所

所長 北見 昌朗
 〒452-0805
 愛知県名古屋市西区市場木町478
 TEL052(505)6237 FAX052(505)6274
 ホームページ <http://www.tingin.jp/>
 電子メール kitami@tingin.jp

定義	凡例
「実質基本給」	基本給 第二基本給 職能給 年齢給 勤続給 査定給 成果給 役割給 職能手当、職務手当(一部でなく全員に支払われている手当)など。 <small>【勤務条件に関係なく全員に支払われる賃金です。】</small>
「実質基本給」から除かれる諸手当。	職務手当 役職手当 家族手当 住宅手当 精勤手当 営業手当 資格手当 歩合給など。 <small>【該当条件に合えば 条件にあった人に支払われる賃金です。条件が合わなくなると、支給が無くなるか減額される賃金です。】</small>

プロットのデータ抽出範疇

- 地域: 愛知県 規模: 300人未満
- 業種: 全業種 職種: 全職種
- 賃金年度 2016年

プロット	プロット数
役員 (△)	0
管理職 (×)	45
一般男性 (●)	1306
一般女性 (○)	580

※男女同族含まず

折線グラフ

- 管理職の上位数(1/4)折れ線グラフ
- 管理職の中位数(2/4)折れ線グラフ
- 管理職の下位数(3/4)折れ線グラフ
- 一般男性上位数(1/4)折れ線グラフ
- 一般男性中位数(2/4)折れ線グラフ
- 一般男性下位数(3/4)折れ線グラフ
- 一般女性上位数(1/4)折れ線グラフ
- 一般女性中位数(2/4)折れ線グラフ
- 一般女性下位数(3/4)折れ線グラフ

【中位数は真中の位置(中央値)のことです、平均ではありません。】

